

厚生労働大臣の定める先進医療及び患者申出療養並びに施設基準の一部を改正する件

○厚生労働省告示第百五十七号

厚生労働大臣の定める評価療養、患者申出療養及び選定療養（平成十八年厚生労働省告示第四百九十五号）第一条第一号の規定に基づき、厚生労働大臣の定める先進医療及び患者申出療養並びに施設基準（平成二十年厚生労働省告示第百二十九号）の一部を次の表のように改正し、令和五年四月一日から適用する。

令和五年三月三十一日

厚生労働大臣 加藤 勝信

改正後

第二 先進医療ごとに定める施設基準に適合する病院又は診療所において実施する先進医療  
一 削除

改正前

第二 先進医療ごとに定める施設基準に適合する病院又は診療所において実施する先進医療  
一 高周波切除器を用いた子宮腺筋症核出術  
イ 対象となる負傷、疾病又はそれらの症状  
子宮腺筋症  
ロ 施設基準  
(1) 主として実施する医師に係る基準  
① 専ら産婦人科又は婦人科に従事し、当該診療科について五年以上の経験を有すること。  
② 産婦人科専門医（公益社団法人日本産科婦人科学会が認定したものをいう。以下同じ。）であること。  
③ 当該療養について三年以上の経験を有すること。  
④ 当該療養について、当該療養を主として実施する医師として十例以上の症例（効果があると認められるものに限る。以下同じ。）を実施していること。  
(2) 保険医療機関に係る基準  
① 産婦人科又は婦人科を標榜していること。  
② 実施診療科において、常勤の医師が二名以上配置されていること。  
③ 麻酔に従事する医師（麻酔科につき医療法（昭和二十三年法律第二百五号）第六条の六第一項に規定する厚生労働大臣の許可を受けた者に限る。以下「麻酔科標榜医師」という。）が配置されていること。  
④ 臨床工学技士が配置されていること。  
⑤ 病床を有していること。  
⑥ 当直体制が整備されていること。  
⑦ 緊急の場合における手術を実施する体制（以下「緊急手術体制」という。）が整備されていること。

（傍線部分は改正部分）

二 陽子線治療

イ (略)

ロ 施設基準

(1) 主として実施する医師に係る基準

①～③ (略)

④ 当該療養について、当該療養を主として実施する医師又は補助を行う医師として十例以上の症例（効果があると認められるものに限る。以下同じ。）を実施しており、そのうち当該療養を主として実施する医師として五例以上の症例を実施していること。

(2) 保険医療機関に係る基準

①～④ (略)

⑤ 医療法施行規則（昭和二十三年厚生省令第五十号）第一条の十一第二項第三号ロに掲げる医療機器の保守点検に関する計画の策定及び保守点検の適切な実施を確保するための体制（以下「医療機器保守管理体制」という。）が整備されていること。

⑥ (略)

⑦ 医療法施行規則第一条の十一第一項第二号に掲げる医

二 陽子線治療

イ (略)

ロ 施設基準

(1) 主として実施する医師に係る基準

①～③ (略)

④ 当該療養について、当該療養を主として実施する医師又は補助を行う医師として十例以上の症例を実施しており、そのうち当該療養を主として実施する医師として五例以上の症例を実施していること。

(2) 保険医療機関に係る基準

①～④ (略)

⑤ 医療機器保守管理体制が整備されていること。

⑧ 二十四時間院内検査を実施する体制が整備されていること。

⑨ 医療法施行規則（昭和二十三年厚生省令第五十号）第一条の十一第二項第三号ロに掲げる医療機器の保守点検に関する計画の策定及び保守点検の適切な実施を確保するための体制（以下「医療機器保守管理体制」という。）が整備されていること。

⑩ 医療法施行規則第一条の十一第一項第二号に掲げる医療に係る安全管理のための委員会（以下「医療安全管理委員会」という。）が設置されていること。

⑪ 当該療養について五例以上の症例を実施していること

⑥ (略)

⑦ 医療安全管理委員会が設置されていること。

療に係る安全管理のための委員会（以下「医療安全管理委員会」という。）が設置されていること。

⑧～⑫（略）

三～五（略）

六 腹腔鏡下膀胱尿管逆流防止術

イ（略）

ロ 施設基準

(1)（略）

(2) 保険医療機関に係る基準

①・②（略）

③ 麻酔に従事する医師（麻酔科につき医療法（昭和二十三年法律第二百五号）第六条の六第一項に規定する厚生労働大臣の許可を受けた者に限る。以下「麻酔科標榜医」という。）が配置されていること。

④～⑥（略）

⑦ 緊急の場合における手術を実施する体制（以下「緊急手術体制」という。）が整備されていること。

⑧～⑪（略）

七～十八（略）

十九 子宮内膜刺激術

イ（略）

ロ 施設基準

(1) 主として実施する医師に係る基準

①（略）

② 産婦人科専門医（公益社団法人日本産科婦人科学会が認定したものをいう。以下同じ。）であり、かつ、生殖医療専門医（一般社団法人日本生殖医学会が認定したものをいう。以下同じ。）であること。

③（略）

(2)（略）

二十～三十（略）

⑧～⑫（略）

三～五（略）

六 腹腔鏡下膀胱尿管逆流防止術

イ（略）

ロ 施設基準

(1)（略）

(2) 保険医療機関に係る基準

①・②（略）

③ 麻酔科標榜医が配置されていること。

④～⑥（略）

⑦ 緊急手術体制が整備されていること。

⑧～⑪（略）

七～十八（略）

十九 子宮内膜刺激術

イ（略）

ロ 施設基準

(1) 主として実施する医師に係る基準

①（略）

② 産婦人科専門医であり、かつ、生殖医療専門医（一般社団法人日本生殖医学会が認定したものをいう。以下同じ。）であること。

③（略）

(2)（略）

二十～三十（略）

第三 先進医療を適切に実施できる体制を整えているものとして厚生労働大臣に個別に認められた病院又は診療所において実施する先進医療

一〇六 (略)

七 削除

八〇六十九 (略)

七十 着床前胚異数性検査 不妊症（卵管性不妊、男性不妊、機能性不妊又は一般不妊治療が無効であるものであって、これまで反復して着床若しくは妊娠に至っていない患者若しくは流産若しくは死産の既往歴を有する患者に係るもの又は患者若しくはその配偶者（届出をしていないが、事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。）が染色体構造異常を持つことが確認されているものに限る。）

第三 先進医療を適切に実施できる体制を整えているものとして厚生労働大臣に個別に認められた病院又は診療所において実施する先進医療

一〇六 (略)

七 術前のS-1内服投与、シスプラチン静脈内投与及びトラス

ツズマブ静脈内投与の併用療法 切除が可能な高度リンパ節転移を伴う胃がん（HER2が陽性のものに限る。）

八〇六十九 (略)

(新設)